

2019年8月吉日

[お取引先各位]

東京都中央区日本橋小網町 6-1
協友アグリ株式会社**消費税法改正に伴う弊社対応に関するお知らせ**

拝啓 残暑の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、2019年10月1日を施行日とする消費税法改正に伴い、弊社における消費税の取り扱いについて、下記のとおり対応させていただきますのでご案内申し上げます。

記

1. 弊社からご請求させていただく場合

弊社出荷日	適用税率
2019年9月30日まで	旧税率8%
2019年10月1日より	新税率10%

2. 弊社にご請求いただく場合

貴社出荷日	適用税率
2019年9月30日まで	旧税率8%
2019年10月1日より	新税率10%

※経過措置が適用される取引につきましてはこの限りではございません。

※出荷および入荷が9月30日から10月1日を跨ぐ月末月初を納期とするようなお取引は、後々の税率修正等の双方の手間を最小限にするために、可能であれば回避いただけますと幸甚です。

※詳細につきましては、国税庁より発信されております『平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A【基本的な考え方編】』(URL : <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/02.pdf>) 問3をご確認ください。

以上

問合せ先：各取引担当者または経営管理部(TEL：03-5645-0702)まで ご連絡ください。